

## 第 57 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム結果報告

令和 4 年 8 月 10 日  
個人情報保護委員会

令和 4 年 7 月 12 日 (火) 及び 13 日 (水) の 2 日間、香港主催によりオンライン形式で開催された第 57 回アジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities: APPA) フォーラム (※) に、浅井委員、中湊専門委員及び事務局職員が参加した。

(※) アジア太平洋地域のデータ保護機関 (13 の国・地域 (豪、加、コロンビア、香港、韓国、日本、マカオ、メキシコ、NZ、シンガポール、米国、ペルー、フィリピン)、19 機関) により、プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関する情報交換を行うことを目的として、年 2 回開催。当委員会は 2014 年からオブザーバー参加、2016 年に正式メンバーとなった。

本フォーラムにおいて、当委員会が登壇したセッション及び発言概要は以下のとおり。

## 1. 各国からの報告：新たな戦略と動向

中湊専門委員より、本年 3 月に策定した「個人情報保護委員会の国際戦略」を紹介した。まず、戦略策定の背景及び戦略の位置付けに触れた上で、戦略の 3 つの柱である、①個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、②国際動向の把握と情報発信及び③国境を越えた執行協力体制の強化について説明した。

## 2. データ保護に関するイニシアチブと動向

浅井委員より、当委員会が DFFT (Data Free Flow with Trust: 信頼性のある自由なデータ流通) 推進に向けて取り組む 3 つのアプローチを紹介し、①各国個人情報保護法の枠組みを活用したデータ流通促進、②グローバルに利用可能な企業認証制度の導入可能性の追求及び③個人情報保護分野の新たなリスクに関する国際的議論の主導について説明した。更に、企業認証制度に関して、我が国を含む 7 つのエコノミーが 4 月に公表したグローバル越境プライバシールール (Cross Border Privacy Rules: CBPR) フォーラム設立に向けた宣言に言及し、CBPR システム未参加の APPA メンバーへの新フォーラムの参加検討と、企業認証制度を含む DFFT 推進に向けた各取組みに係る APPA メンバーとの協力強化を呼びかけた。

## 3. 新たな技術から生じるプライバシー上の課題と規制ロードマップ

浅井委員より、顔認識技術の犯罪予防や安全確保目的の利用に係る当委員会の取り組みを説明した。質疑応答では、司会の香港プライバシー・コミッショナーより、ソーシャルメディア・プラットフォームの利用により生じる問題に対処するために他の機関と協力すべきかとの質問があり、委員より、個人情報保護に加え、消費者保護や競争政策の観点からも検討を要する、対象が重複・交錯する事例が存在しているとの認識の下、当委員会においても、国内関係当局との間で知見や認識を随時共有している旨応答した。

今次フォーラムでは、コミュニケのとおり、「新たな技術とデータ保護」、「ガイダンスとアウトリーチ」及び「執行と立法動向」が主要テーマに位置付けられ、参加メンバーから各々の取組みが共有されたほか、APPAの各ワーキンググループ、世界プライバシー会議（Global Privacy Assembly: GPA）、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（Global Privacy Enforcement Network: GPEN）、APEC等における活動状況が紹介された。主要テーマの1つである新たな技術としての顔認識技術、また、ソーシャルメディアとプライバシーに関連する報告が多く行われた。

本フォーラムでの各発表を踏まえて採択されたコミュニケは資料1-2、その仮訳は資料1-3のとおり。コミュニケにおいて、グローバルCBPRシステムの推進を含む、当委員会におけるDFFTに係る取組みを盛り込むべき旨提案し、参加メンバーの合意を得た。

なお、次回の第58回APPAフォーラムは、シンガポール主催により、本年11月29日（火）及び30日（水）に開催される予定。

（以上）